第１０号議案　議題２

日本学校農業クラブ連盟会則の一部修正について

会則に記載の全国農業高等学校長協会に関する表記について以下のように修正することを提案します。

【現行】

第１章 総　則

　　第１条　この連盟は日本学校農業クラブ連盟（以下、日連という）といい、事務局を全国農業高等学校長協会事務局（以下、農業校長会という）[東京都千代田区九段南４丁目３番３号]に置く。

第３章 役　員

　　第５条　日連に次の役員を置く。

２ 成人役員

　　　　　　代表１名（農業校長協会農業クラブ部会部会長）、副代表５名（農業クラブ部会副部会長２名、会長の在学する校長、当該全国大会開催県校長、次期全国大会開催県校長）顧問校長若干名、監査委員２名とする。

【修正案】

第１章 総　則

　　第１条　この連盟は日本学校農業クラブ連盟（以下、日連という）といい、事務局を全国農業高等学校長協会（以下、農業校長会）事務局[東京都千代田区九段南４丁目３番３号]に置く。

第３章 役　員

　　第５条　日連に次の役員を置く。

２ 成人役員

　　　　　　代表１名（農業校長会農業クラブ部会部会長）、副代表５名（農業クラブ部会副部会長２名、会長の在学する校長、当該全国大会開催県校長、次期全国大会開催県校長）顧問校長若干名、監査委員２名とする。